

## 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案要綱

### 一 中小企業等協同組合法の一部改正及び協同組合による金融事業に関する法律の一部改正

都道府県の区域を超えない区域をその地区とする信用協同組合及び信用協同組合連合会については、内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができるものとする。 (第一条及び第二条関係)

### 二 信用金庫法の一部改正

都道府県の区域を超えない区域をその地区とする信用金庫及び信用金庫連合会については、内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができるものとする。 (第三条関係)

### 三 金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正等

金融機関の合併及び転換に関する法律、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法につき、一及び二と同様の規定を設けるものとする。

(第四条から第六条まで関係)

#### 四 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

( 附則関係 )